

# ○国立大学法人千葉大学奨学寄附金受入規程

平成16年4月1日  
制定

## (趣旨)

第1条 国立大学法人千葉大学(以下「本学」という。)における奨学を目的とする寄附金及び有価証券(以下「寄附金」という。)の受入れについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 部局 事務局，各学部，各研究科，各研究院，医学薬学府，附属図書館，医学部附属病院，環境リモートセンシング研究センター，真菌医学研究センター，分析センター，総合メディア基盤センター，先進科学研究教育センター，国際教育開発センター，海洋バイオシステム研究センター，フロンティアメディカル工学研究開発センター，環境健康都市園芸フィールド科学教育研究センター，バイオメディカル研究センター，社会精神保健教育研究センター，電子光情報基盤技術研究施設，アイソトープ実験施設，知的財産本部，総合安全衛生管理機構及びキャンパス整備企画室をいう。
- 二 部局長 前号の部局の長をいう。

## (寄附金の目的及び条件)

第3条 寄附の目的は、次に掲げるいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 学生又は生徒に貸与又は給与する学資
  - 二 学生又は生徒に貸与又は給与する図書，機械，器具及び標本等の購入費
  - 三 学術研究に要する経費
  - 四 その他本学の教育又は学術研究の振興を目的とする経費
  - 五 前4号の寄附目的を遂行するため間接的に必要となる経費
- 2 次に掲げる条件が付された寄附は受入れることはできない。
- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
  - 二 寄附金による学術研究の結果得られた国立大学法人千葉大学職務発明取扱規程に規定する発明等及び国立大学法人千葉大学研究成果有体物取扱規程に規定する成果有体物を寄附者に譲渡し又は使用させること。
  - 三 寄附金の使用について，寄附者が会計検査を行うこと。
  - 四 寄附申込み後，寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
  - 五 その他教育又は学術研究上支障があると認められる条件

## (寄附金の受入れ)

第4条 寄附金の受入れ手続きについては、部局長が行う。

- 2 部局長は、寄附金の申込みがあったときは、直ちにその内容が前条に定める目的及び条件を満たしているか否かを確認し、受入れの可否を決定する。
- 3 部局長は、前項の寄附金の受入れを決定した場合は、速やかにその旨を出納命令役(国立大学法人千葉大学会計規程に定める出納命令役をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学長及び教授会又は教授会に準ずる機関等に報告するものとする。
- 4 他大学等から本学への教員(寄附講座教員及び寄附研究部門教員を含む。以下同じ。)の採用に伴う寄附金の取扱いについては、部局長が当該他大学等と協議の上、必要な手続きを行うことができる。

(研究助成団体等からの助成金)

第5条 本学の教員が、研究助成団体等から助成金等を受け、当該助成金等を用い、本学の施設・設備等を使用し、本務として教育・研究を行う場合は、当該助成金を研究助成団体等又は教員が本学へ寄附するものとする。

(寄附金の収納)

第6条 出納命令役は第4条第3項の通知を受けたときは、国立大学法人千葉大会計規程(以下「会計規程」という。)により寄附金の収納の手続きを行うものとする。

(寄附金の経理)

第7条 寄附金の経理は、会計規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。